

ジョイアスらいふケアセンター 重要事項説明書

【指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護】

1 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 東洋会
法人所在地	神奈川県小田原市城山2丁目3番46号TSビル4階
代表者氏名	理事長 崎村 俊裕
設立年月日	平成10年5月1日

2 事業所の概要

事業所名	ジョイアスらいふケアセンター
所在地	小田原市小船213番地1
連絡先	0465-44-1101
事業所番号	1472300092号
指定年月日	平成12年3月1日
管理者	飯田和 弦
定員	20名 及び 併設介護老人福祉施設の空床利用
提供範囲（送迎可能）	小田原市全域 二宮町全域 中井町全域 大磯町国府新宿 国府本郷 生沢 月京 石神台 上記以外の地域は要相談

3 事業所の職員配置（併設型短期入所生活介護）

		管 理 者		医 師		生活相談員		栄 養 士	
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
特別養護老人ホーム 従業者員数	常 勤		1			1	1		2
	非常勤				2				
		看 護 職 員		介 護 職 員		機能訓練指導員			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
特別養護老人ホーム 従業者員数	常 勤		3		30		1		
	非常勤		4		15				

4 サービスの概要

- ①（予防）短期入所生活介護サービスは、居宅サービス計画書に沿ってご利用者の意向や心身の状況を踏まえて「（予防）短期入所生活介護計画書」を作成し、サービス提供をします。（予防）短期入所生活計画書は、原則利用期間が3泊4日以上の場合に作成します。
- ② 併設施設のたちばなの里に短期間入所していただき、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上で必要な支援を行います。
- ③ 送迎は提供地域の範囲内においては自宅まで行います。
提供地域を超える場合は送迎が出来ないことがあります。その際はご家族に送迎をお願い

いする場合もあります。また、当日の利用者人数や交通事情、天候等により送迎時間が前後します。

5 利用料金及び利用者負担金等（別紙料金表の通り）

- ① 基本料金は、利用日数に応じた介護保険の1割（または2割、3割）
- ② 交通費は、通常のサービス提供地域以外への送迎は、所定の交通費が必要となります。
- ③ 滞在費は、利用日数に応じて算定します。状況に応じて従来型個室と多床室のご利用があります。
- ④ 利用状況に応じて算定します。
注①：介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は、利用開始時に提示が必要となります。提示がない場合は通常の滞在費・食費での請求をさせていただきますのでご注意ください。
注②：サービス利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合、超えた分が全額自己負担となります。（居宅サービス計画を作成する居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）から説明の上利用者の同意を得ることになります）

お支払方法について

- ① 自動口座引き落とし（毎月27日に指定の口座からの引き落としとなります。また銀行への登録手続きの関係で初回利用料金を振り込みでお願いする場合もあります）
- ② 銀行振込（期日までにお振込みをお願いします。手数料は利用者負担となります）
- ③ 現金払い（請求書が届いてから10日以内に施設へのお支払いをお願いします）

6 サービス利用の中止

- ① サービスの利用を中止する際は、下記の連絡先まで連絡をお願いします。
連絡先（電話）：0465-44-1101又は（代表）0465-44-1100
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用当日の午前9時までに連絡ください。尚、9時以降の直前キャンセルについてはキャンセル料（1食868円）を請求させていただきます。

7 サービス利用にあたっての留意事項

面会時間：原則午前10時から午後5時までとなります。緊急時はいつでも可能です。
感染症対策の観点から予約制の場合は、予め電話予約をお願いします
予約状況によりご希望に添えない場合もあります。

外 出：受診等で外出が必要となる場合は、事前に外出時間の連絡をお願いします。

8 緊急時の対応

サービス提供に当たり、事故や体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡し必要な措置を講じます。

9 感染症・非常災害対策

- ① 年2回の避難訓練、消火訓練を実施します。
- ② 感染症発生及び感染症蔓延防止の為、感染症マニュアル、防災マニュアル、事業継続計画を作成し定期的に研修を行います。

10 虐待防止に関する事項

利用者の人権を擁護するため、虐待防止の対策を講じる委員会を定期的に開催します。
万一、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、早期に対応し市町村に報告します。

1.1 守秘義務及び秘密保持

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者及び家族の情報漏洩をしません。但し、円滑なサービス提供をするために介護支援専門員及び主治医、保険者には書面（個人情報使用同意書）により同意を得た上で、必要な個人情報を提供します。

1 2 身体拘束

サービス提供にあたって、原則利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束が必要な時は、緊急やむを得ない理由を記録し身体拘束委員会で検討するとともに家族等にも説明し同意を得ます。また、身体拘束解除の場合も同様とします。

1 3 相談・苦情対応窓口

サービスに関する相談や苦情については下記の窓口にて対応いたします。

相談窓口	電話番号 0 4 6 5 - 4 4 - 1 1 0 1 担 当 者 飯田和 弦 受付時間 月曜日～土曜日（9：00～18：00）
------	--

なお公的機関においても苦情申出等ができます。

小田原市 高齢介護課	所 在 地 小田原市荻窪 3 0 0 電話番号 0 4 6 5 - 3 3 - 1 8 2 7（介護給付係） 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 （土曜日・日曜日・祝日を除く）
二宮町 高齢介護課	所 在 地 二宮町二宮 9 6 1 電話番号 0 4 6 3 - 7 1 - 5 3 4 8（介護保険関係）
中井町 健康課	所 在 地 中井町比奈窪 5 6 電話番号 0 4 6 5 - 8 1 - 5 5 4 6（健康課）
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 横浜市西区楠町 2 7 番地 1 電話番号 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7（苦情相談窓口） 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 （土曜日・日曜日・祝日を除く）
苦情第三委員会	鈴木 榮子（小田原橘南地区社会福祉協議会会長） 電話番号 0 4 6 5 - 4 3 - 1 3 5 4 平野 浩子（民生・児童委員・傾聴ボランティアの会会長） 電話番号 0 4 6 5 - 3 4 - 8 8 8 3

1 4 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、家族・市町村・関係医療機関等へ連絡を行い、必要な措置を講じます。賠償すべき事故の場合は、誠意を持って対応させていただきます。但し、事業所の故意または過失が認められない事故についてはこの限りではありません。

1 5 地域との連携

事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていきます。

1 6 職員研修

事業者は、従業員の質的向上を図るため、以下の職員研修を行います。

- ① 採用時研修 採用後 1 か月間
- ② 階層別研修 随時

17 ハラスメントに関する事項

職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした威圧的な言動によって、利用者及び職員の環境が害される事を防止する為の指針の明確化等、必要な措置を講じます。

18 その他

(予防) 短期入所生活介護事業に携わる職員に対する贈り物をご遠慮下さい

<説明確認欄>

令和 年 月 日

重要事項説明書について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

重要事項について文章を交付し、説明いたしました。

事業所名 ジョイアスらいふケアセンター _____

所在地 小田原市小船2 1 3 番地 1 _____

管理者 飯田和 弦 _____ 印

説明者 _____ 印